

幕張豊砂ウォークابل推進に伴う滞在環境デザイン業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1 目的

本要項は、千葉市（以下「本市」という。）が企画競争により発注する幕張豊砂ウォークابل推進に伴う滞在環境デザイン業務委託に関し、受注者を選定するために必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 委託名 幕張豊砂ウォークابل推進に伴う滞在環境デザイン業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書（案）のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和6年3月22日まで
- (4) 委託限度額 13,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。
- (5) 支払条件 完了後一括払い
- (6) 発注方法 企画競争（公募型プロポーザル方式）

3 契約締結までのスケジュール

本業務委託の契約締結までのスケジュールは、次のとおりとする。

日付	内容
8月24日（木）	・プロポーザル公告（ホームページ掲載） ・仕様書（案）等の配布及び参加申込に関する質問受付開始
8月29日（火）	・参加申込に関する質問受付締切
8月31日（木）	・参加申込に関する質問に対する回答
9月4日（月）	・企画競争参加申込書の提出期限
9月5日（火）	・参加資格審査結果通知 ・プレゼンテーション実施詳細（日時・場所等）通知 ・企画提案書受付開始
9月7日（木）	・企画提案に関する質問受付締切
9月8日（金）	・企画提案に関する質問に対する回答
9月13日（水）	・企画提案書の提出期限
9月19日（火）	・プレゼンテーション実施
9月20日（水）	・プレゼンテーション実施（予備日）
9月21日（木）	・優先交渉権者の決定及び通知書の発送
9月下旬	・優先交渉権者との委託契約内容にかかる打ち合わせ
9月下旬	・業務委託契約締結予定

4 参加資格要件

本企画競争に参加を希望する者は、単独の法人又は共同企業体とし、以下のすべての要件（以下、「参加資格要件」という。）を満たしていなければならない。

なお、共同企業体にあつては、すべての構成員が（１）～（３）の参加資格要件を満たしていなければならない（（４）については、いずれかの構成員が要件を満たしていること）。

- （１）法人格を有していること
- （２）共同企業体にあつては、その構成員が単体事業者又は他の共同企業体の構成員として、本企画競争に参加していないこと
- （３）次のアからサまでのいずれにも該当しない者であること
 - ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者
 - イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者
 - ウ 本企画競争の参加申し込み前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - エ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていない者
 - オ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていない者
 - カ 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
 - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者
 - ク 千葉市内に本店又は営業所を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
 - ケ 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）又は千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を、本企画競争における企画提案書提出期限の日から仕様書協議後における見積徴収日までの間に受けている者
 - コ 千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者
 - サ 千葉市暴力団排除条例（平成２４年千葉市条例第３６号）第９条に規定する暴力団員等または暴力団密接関係者

- （４）過去１０年以内に同種業務の実績を有する（※^１）こと

（※^１）「過去１０年以内に同種業務の実績を有する」とは、平成２５年４月１日から令和５年３月３１日までの期間に完了した業務を対象とし、歩道等の道路空間を活用した歩行者の回遊性向上に関する社会実験や実証実験の実施、検討業務又は、公共空間を活用した賑わい創出に関する業務を指す。

５ 参加申込に関する質問・回答

本企画競争への参加申込にあたり、参加資格要件の内容について不明な点がある場合は、以下により質問することができる。

- （１）質問方法

質問書（様式第５号）を作成の上、電子メールにて提出すること（メール送信後は必ず電話にて受信確認を行うこと）。なお、電子メール送信の際の件名は「幕張豊砂ウォークブル推進に伴う滞在環境デザイン業務委託 質問書 ○○○（会社名）」とすること。

※電話、口頭、ＦＡＸ等電子メール以外での質問は一切受け付けない。

- （２）受付期限

令和5年8月29日（火）午後5時まで

※受付期限を過ぎて提出された質問は受け付けない。

(3) 送付先

千葉県都市局都市政策課 施策調整班

電話番号：043-245-5269

メールアドレス：seisaku.UR@city.chiba.lg.jp

(4) 回答方法

令和5年8月31日（木）午後5時までに、都市政策課ホームページにて公開する。

※質問の内容により事業者選定の公平性を保てないと判断した場合には、回答しないことがある。

6 参加申込

本企画競争に参加を希望する者は、以下のとおり参加申し込みを行うこと。

(1) 提出書類

次のア～ウに掲げる書類のすべてを提出すること。なお、共同企業体にあつては、エ～オの書類をあわせて提出すること。

ア 企画競争参加申込書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ その他参加資格要件確認のために必要な資料

<共同企業体の場合>

エ 共同企業体協定書の写し（様式第3号）※押印必要

オ 委任状（様式第4号）

(2) 提出期限

令和5年9月4日（月）午後5時まで（厳守）

※上記書類をPDF化し、上記の提出期限までに電子メールにて提出すること（メール送信後は必ず電話にて受信確認を行うこと）。

※参加申込者側の事情等による未着等について、千葉市では一切責任を負わない。

(3) 提出先

千葉県都市局都市政策課 施策調整班

電話番号：043-245-5269

メールアドレス：seisaku.UR@city.chiba.lg.jp

(4) 参加資格審査結果通知

企画競争参加申込書を提出した者には、令和5年9月5日（火）までに、参加資格確認結果通知書を発送する。なお、参加資格を有すると認めた者に対しては、通知書の発送と合わせて企画提案書の提出要請を行うとともに、プレゼンテーション実施詳細（日時・場所等）を通知するものとする。

(5) その他

参加資格確認結果通知後に企画提案を辞退する場合は、参加辞退申出書（任意様式）を電子メールにて提出すること。なお、参加辞退申出書には必要項目（日付、商号又は名称、代表者氏名、辞退理由）を必ず記載すること。

7 企画提案に関する質問・回答

企画提案書等の作成にあたり、本募集要項及び仕様書（案）の内容について不明な点がある場合は、以下により質問することができる。

(1) 質問方法

質問書（様式第5号）を作成の上、電子メールにて提出すること（メール送信後は必ず電話にて受信確認を行うこと）。なお、電子メール送信の際の件名は「幕張豊砂ウォークブル推進に伴う滞在環境デザイン業務委託 質問書 ○○○（会社名）」とすること。

※電話、口頭、FAX等電子メール以外での質問は一切受け付けない。

(2) 受付期限

令和5年9月7日（木）午後5時まで

※受付期限を過ぎて提出された質問は受け付けない。

(3) 送付先

千葉市都市局都市政策課 施策調整班

電話番号：043-245-5269

メールアドレス：seisaku.UR@city.chiba.lg.jp

(4) 回答方法

令和5年9月8日（金）午後5時までに、企画提案参加資格を有する者全員にメールで回答する。

※質問の内容により事業者選定の公平性を保てないと判断した場合には、回答しないことがある。

8 企画提案書等の提出

企画提案参加資格を有すると認められた者のうち提案書を提出する者は、次により提出すること。

(1) 提出書類

以下のすべての書類を提出すること。提出にあたっては、A4縦ファイル（左側に2穴）に書類を綴り、ファイルの表紙及び背表紙に、「幕張豊砂ウォークブル推進に伴う滞在環境デザイン業務委託 企画提案書」と明示し、計5部（正本1部、副本4部）あることを確認できるように番号を振るとともに、様式各号ごとにインデックスをつけること（様式第6号「企画提案書表紙」は、正本のみに綴じる）。

なお、企画提案書等については、提案者名や提案者が推測される表現等が使用されることによって提案の評価に影響を与えることのないよう、**企画提案書（任意様式）および様式第7号～第12号については、記載内容から参加者の企業名が判別できないようにすること（ファイルの表紙及び背表紙含む）。**

様式	内容	部数	留意事項
第6号	企画提案書表紙	1部	正本1部（押印不要）
任意様式	企画提案書	5部	正本1部、副本4部 ※A3判2ページ以内に収めること。
第7号	企画提案概要書	5部	正本1部、副本4部
第8号	工程計画	5部	正本1部、副本4部
第9号	業務実施体制	5部	正本1部、副本4部
第10号	業務担当者等の経歴等	5部	正本1部、副本4部

第11号	同種業務履行実績	5部	正本1部、副本4部※A3判とする
第12号	提案価格内訳書	5部	正本1部、副本4部
—	企画提案書(任意様式)及び様式第6号から第12号の電子データを格納したディスク(CD-RもしくはDVD-R)	1枚	以下のソフトウェアのいずれかで閲覧可能であること。また、テキストデータを複写できる形式とすること。 <ul style="list-style-type: none"> ・Microsoft Word 2019 ・Microsoft Excel 2019 ・Microsoft PowerPoint 2019 ・Adobe Acrobat Reader DC 2019

(2) 提出方法

持参または郵送

(3) 提出期限

令和5年9月13日(水)午後5時まで(厳守)

※持参での提出は、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、受付期限に必着のこと。

※参加申込者側の事情等による未着等について、千葉市では一切責任を負わない。

(4) 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市都市局都市政策課(高層棟4階)

9 企画提案書等の記載要領

(1) 企画提案書(任意様式)

仕様書(案)第7に記載の「業務内容」を実施するにあたり、提案者の知見等を活かし、効果的・効率的な実施方法を企画提案すること。文字の大きさは、10.5ポイント以上とし、必要に応じて、文章を補完するために必要な概念図や表、イメージ図等を使用し、提案内容をわかりやすくまとめ、A3判2ページ以内に収めること。

(2) 企画提案概要書(様式第7号)

評価する内容に沿って提案内容の概要、特にアピールしたい内容について簡潔に記載すること。なお、本様式は企画提案に対する評価の参考とするため、提案者自身に提案内容のポイント整理をお願いするものであり、本様式への記載内容は各様式に記載されている内容であることから、本様式は評価の対象としない。

(3) 工程計画(様式第8号)

本業務の全体像を踏まえ、業務スケジュールを示すこと。なお、仕様書(案)に記載した各々の業務に必要な日数の整合性を確認できるようにすること。

(4) 業務実施体制(様式第9号)

本業務について、総括責任者、実施責任者、業務担当者等の組織体制図(協力企業を活用した実施体制でも可)を示すとともに、千葉市が定める監督職員からの指示、連絡事項及び打ち合わせ内容等をこれらの者の間で共有する方法を記述すること。

(5) 業務担当者の経歴等(様式第10号)

本業務を実施する総括責任者、実施責任者、業務担当者等の経歴を記載すること。なお、経歴等については、業務実績の概要（自治体等の名称や当該プロジェクトにおける役割等）を記載すること。

(6) 同種業務履行実績（様式第11号）

「歩道等の道路空間を活用した歩行者の回遊性向上に関する社会実験や実証実験の実施、検討業務又は、公共空間を活用した賑わい創出に関する業務」の履行実績（平成25年4月1日から令和5年3月31日までの期間に完了した業務）のうち、代表的な業務を5件まで記載するとともに、本業務委託へ特に役立つと考えられる有効性を記述すること。

また、履行実績の一覧については、以下の必要項目を必ず記載し、その実績が確認できる書類（契約書の写し、認定書の写し、TECRIS 登録書など）及び業務内容がわかる資料（仕様書など）を添付すること。なお、履行実績にはアンケート調査や冊子の作成等、本体業務以外の一部のみを受託した実績は含まない。

必要項目：業務名称、実施主体、業務実施期間、業務実施個所、業務概要、資格要件の適合、本業務委託への有効性

(7) 提案価格内訳書（様式第12号）

仕様書（案）に記載の「業務内容」の項目ごとに分類して内訳を記載し、総額を記載すること。

なお、本業務の目的を達成する上で有意義な独自の提案がある場合は、その経費についても委託限度額の範囲内で計上すること（「8 契約手続等」（1）に記載のとおり、優先交渉権者と交渉し、詳細な委託業務の内容及び契約条件について千葉市と協議・合意したのち、随意契約により委託業務を締結する）。

(8) 留意事項

ア 書類提出における留意事項

用紙は原則として日本工業規格によるA4判を用い、10.5ポイント以上のフォントを用いること。

イ 電子データにおける留意事項

提出物は以下のソフトウェアのいずれかで閲覧可能であることとする。また、テキストデータを複写できる形式とすること。

- ・Microsoft Word 2019
- ・Microsoft Excel 2019
- ・Microsoft PowerPoint 2019
- ・Adobe Acrobat Reader DC 2019

10 選考方法

(1) 審査・選考方法について

ア 千葉市が設置する選定委員会の委員（計4名）が、提出された企画提案書およびプレゼンテーションに基づき審査する。

イ 審査の結果、得点が最も高い1者を、優先交渉権者（受注候補者）とし、その次に合計点が高かった者を次点者とする。

ウ 企画提案者が1者であっても、同様の審査基準に基づく審査を実施する。

エ 最高得点者が2者ある時は、発注者が重視する審査項目（企画提案能力）における得点の高い者を

優先交渉権者として選考する。「企画提案能力」の点数でも同点の場合は、くじにより優先交渉権者を決定する。

(2) プレゼンテーションについて

業務担当者に直接確認することにより、本業務を確実に実施できるものであるか審査することを目的として、プレゼンテーションを実施する。

ア 実施日

令和5年9月19日(火) 予定 ※予備日：9月20日(水)

※千葉市役所新庁舎(千葉市中央区千葉港1-1)にて実施することとし、詳細(日時・場所等)は参加資格確認結果通知の際に合わせて電子メールで通知する。

イ 出席者

様式第9号(業務実施体制)に記載した総括責任者、実施責任者及び業務担当者の計3名まで

ウ 内容・時間

提出した企画提案書(任意様式)のみを使用し、10分以内で説明すること。

その後、プレゼンテーションの内容及び審査基準に沿った質疑応答を10分程度実施。(計20分程度を想定)

エ その他

千葉市情報公開条例第7条第1項第5号の規定に基づき、プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 審査基準

審査項目	評価対象様式	評価する内容	配点 150点
基本方針	全般	(業務理解) 本業務の目的や条件を的確に理解し、業務の全体像を明確に描けているか。	10点
業務実施能力	第8号	(工程計画) 業務スケジュールに関し、工程計画が適確に組み立てられ、効率的な事業実施が期待できるか。	10点
	第9号 第10号	(実施体制) 経験・知識・技術力のある人員が各委託項目へ適切に配置され、項目毎の連携体制がとられているか(協力企業を活用した実施体制でも可)。また、業務全体を統括する指導・監督体制が整備されているか。	10点
	第11号	(同種業務実績) 本事業に類する充分かつ多様な実績を有しており、知識・ノウハウ・経験等を十分に活かすことが期待できるか。	20点
企画提案能力	企画提案書 (任意様式)	(まちづくりの視点) ウォークアブルなまちを目指す上で、地域の現状を踏まえ、限られたエリアだけでなく、幕張豊砂地区全体	30点

		を見据えた視点で検討をする方法について、具体的かつ効果的な提案がなされているか。	
		(関係者との調整) 幕張豊砂ウォークブル推進社会実験実行委員会の意見や千葉大学によるデザイン検討を踏まえたうえで施工する体制となっているか。	20点
		(デザイン検討) 幕張豊砂地区の特性を考慮したデザインであり、多くの人が滞留できる居心地のよい空間となるよう、具体的かつ効果的な提案がなされているか。	30点
		(独自提案) 本業務の目的を達成する上で、有意義な独自の提案がなされているか。	20点
合 計			150点

(4) 審査結果の通知

審査結果は、千葉市都市政策課ホームページ（下記URL）で公表するとともに、すべての参加者に電子メールで通知する。なお、審査内容に関する質問や審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

https://www.city.chiba.jp/toshi/seisaku/makutoyo_itaku.html

8 契約手続き等

(1) 優先交渉者と交渉し、詳細な委託業務の内容及び契約条件について千葉市と協議・合意したのち、随意契約により委託契約を締結するものであり、提案された企画内容をそのまま委託するものではない（協議の結果、業務内容の一部が変更となる場合がある）。業務委託仕様書については、提案された企画内容をもとに優先交渉権者と協議の上、作成する。

(2) 優先交渉者が辞退した場合及びその他の理由で契約できない時は、時点以下の者と交渉を行い、委託契約を締結する。

(3) 留意事項

ア 受注者決定後、速やかに契約書を作成することとし、契約にあたっては、契約書を2通作成し、各自1通を保有する。

イ 契約保証金として、当該契約金額の100分の10以上の額を納めることとする。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は免除とする。

ウ 業務の一部について、第三者に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けること。

エ その他、業務遂行上発生した問題については、千葉市と受注者の協議の上、対応を決定することとする。

9 企画提案の無効に関する事項

企画競争参加申込者が次のいずれかに該当すると市が判断した場合は、無効または失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合
- (2) 本募集要項を順守しない場合
- (3) 企画提案書等の提出書類の期限を遅延した場合
- (4) 企画提案書等の提出書類に虚偽や重要な誤脱があった場合
- (5) 企画提案書等の提出書類が仕様書（案）に示された条件に適合しない場合
- (6) 提案価格内訳書に記載されている金額が委託限度額を超えた場合
- (7) プレゼンテーションを欠席した場合
- (8) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (9) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

10 その他留意事項

- (1) 企画競争の参加に必要な費用は、すべて企画競争参加申込者の負担とする。
- (2) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (3) 書類提出期限以降の書類の変更、差し替えや加除修正は一切認められない。
- (4) 本企画競争に参加する者が1者であっても、審査を実施する。
- (5) 提出された企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。
- (6) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、千葉市は本企画競争手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (7) 企画提案書の記述が、著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は参加者が負うこととする。
- (8) 提出書類や審査結果（不採用となった者の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）の規定に基づき、公にすることにより、当該法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、審査期間中は、同条例第7条第1項第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (9) 本企画競争に関連し知り得た情報については、本市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。

11 問い合わせ先

千葉市都市局都市政策課 施策調整班（担当：田中、後藤）

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所 高層棟 4階

電話番号：043-245-5269 FAX：043-245-5559

メールアドレス：seisaku.UR@city.chiba.lg.jp